

令和3年度食品衛生監視員等による立入検査計画件数

1 許可を要する食品関係営業施設及び給食施設

施設の種類	許可件数 (令和2年12月現在) (長野市・松本市 ^{※1} を除く)		立入検査計画件数 () : 広域監視件数	
	許可を要する食品関係営業施設※2			
飲食店営業	一般食堂・レストラン	13,272	3,291	
	仕出し・弁当屋	1,089	491	
	旅館	3,315	843	
	その他	4,743	1,392	
	小計	22,419	(1,418)	6,017
製造業・販売業	菓子製造業	2,550	766	
	乳処理業	22	23	
	乳製品製造業	71	37	
	集乳業	3	2	
	魚介類販売業	1,702	358	
	魚介類せり売り営業	6	19	
	魚肉練り製品製造業	1	1	
	食品の冷凍又は冷蔵業	154	60	
	缶詰又は瓶詰食品製造業	282	110	
	喫茶店営業	4,039	220	
	あん類製造業	20	10	
	アイスクリーム類製造業	491	123	
	乳類販売業	2,537	117	
	食肉処理業	184	63	
	食肉販売業	1,877	342	
	食肉製品製造業	48	26	
	乳酸菌飲料製造業	3	2	
	食用油脂製造業	31	9	
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	
	みそ製造業	174	48	
	醤油製造業	41	15	
	ソース類製造業	43	21	
	酒類製造業	166	66	
	豆腐製造業	109	28	
	納豆製造業	6	6	
	めん類製造業	295	84	
	そうざい製造業	601	218	
	添加物製造業	27	10	
	清涼飲料水製造業	169	74	
	氷雪製造業	9	6	
	氷雪販売業	4	0	
	小計	15,665	(1,134)	2,864
	つけ物製造業	298	93	
水産加工食品販売業	85	2		
魚介類行商	2	0		
小計	385	(47)	95	
中計	38,469	(2,599)	8,976	
給食施設	学校	235	125	
	病院・診療所	117	90	
	事業所	23	12	
	保育所	453	189	
	その他の社会福祉施設等	425	117	
中計	1,253	(479)	533	
合計	39,722	(3,078)	9,509	

※1: 令和3年度から松本市が中核市となるため、松本市の施設は松本市が管轄することとなります。
 ※2: 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から一部施設が施設の種類の変更や届出営業施設への移行対象となります。(別表1)

1-2 流通拠点となる食品営業施設（再掲）

施設の種類		対象施設数	立入検査計画件数
スーパー		228	179
市場	魚介類市場	7	16
	青果市場	7	16

2 許可を要しない食品関係営業施設

施設の種類	対象施設数	立入検査計画件数
野生きのこ販売所	222	89

3 と畜場等

施設の種類	対象施設数	立入検査計画件数
と畜場	1	12
認定小規模食鳥処理施設	9	9

別表1

施設の種類が 変更となる業種	魚肉練り製品製造業	→	水産製品製造業
	食品の冷凍又は冷蔵業	→	冷凍食品製造業又は複合型冷凍食品製造業 （一部業態に限る）
	缶詰又は瓶詰食品製造業	→	密封包装食品製造業（一部業態に限る）
	喫茶店営業	→	飲食店営業
	あん類製造業	→	菓子製造業
	乳酸菌飲料製造業	→	乳処理業、乳製品製造業又は清涼飲料水製造業
	マーガリン又はショートニング製造業	→	食用油脂製造業
	みそ製造業	→	みそ又はしょうゆ製造業
	醤油製造業	→	みそ又はしょうゆ製造業
	ソース類製造業	→	密封包装食品製造業（一部業態に限る）
	そうざい製造業	→	複合型そうざい製造業（一部業態に限る）
つけ物製造業（条例）	→	漬物製造業（法）	
届出移行業種	魚介類販売業（容器包装に入ったもののみ販売）、缶詰又は瓶詰食品販売業（一部業態に限る）、食品の冷凍又は冷蔵業（一部業態に限る）、乳類販売業、食肉販売業（容器包装に入ったもののみ販売）、ソース類販売業（一部業態に限る）、氷雪販売業、自動販売機による営業（一部業態に限る）、水産加工食品販売業、魚介類行商		